

「23GHz 帯無線伝送システムの双方向化等に関する技術的条件」の検討の進め方

「ケーブルテレビシステムの技術的条件」（諮問第 2024 号）のうち「23GHz 帯無線伝送システムの双方向化等に関する技術的条件」について、委員会が必要とする情報を収集し、委員会の検討を促進させるために「23GHz 帯無線伝送システム作業班」を設置し、調査することとする。

1. 技術的条件を調査するための前提条件

（１）対象周波数

現在、我が国において、ケーブルテレビ事業用無線伝送システムに使用されている 23GHz 帯（23.2～23.6GHz）とする。

（２）被干渉・与干渉システムの範囲

（１）に掲げる周波数帯に近接するシステム等を被干渉・与干渉として調査を行うこととする。

2. 調査事項

「23GHz 帯無線伝送システムの双方向化等に関する技術的条件」の検討に資するため、以下の事項について調査・検討する。

（１）23GHz 帯無線伝送システムの双方向化等に関する技術的条件及び近接する周波数帯に存在する無線システム等との共用条件、必要な技術的条件及び運用条件等

（２）上記以外の事項についても、関連する技術動向、需要動向等を踏まえ、必要に応じて技術的条件に係る調査等を実施する。

3. 作業班の設置要綱

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

4. 今後の想定スケジュール

別紙 3 のとおり。

5. その他

審議に資するため、本委員会において、上記 2 の検討事項に関する意見陳述の機会を設けることとする。（別紙 4 のとおり。）

23GHz 帯無線伝送システム作業班の設置要綱について

放送システム委員会における「23GHz 帯無線伝送システムの双方向化等に関する技術的条件」に関する検討に必要とする情報を収集し、技術的条件についての調査を促進させるために「23GHz 帯無線伝送システム作業班」を設置することとする。

1. 作業班の運営等

- (1) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (2) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。
- (3) 主任代理は、主任が不在のとき、その職務を代行する。
- (4) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
- (5) 主任は、会議を招集する時は構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 特に迅速な調査を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合、主任は電子メールによる調査を行い、これを会議に代えることができる。
- (7) 主任は、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (8) 主任は、必要と認める者からなるアドホックグループを設置することができる。
- (9) 作業班において調査された事項については、主任がとりまとめ、これを委員会に報告する。
- (10) その他、作業班の運営については、主任の定めるところによる。

2. 会議の公開

会議は、次の場合を除き公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合。
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。

3. 事務局

作業班の事務局は、情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室が行う。

情報通信技術分科会 放送システム委員会
23GHz 帯無線伝送システム作業班 構成員

(五十音順、敬称略)

(主任)	野田 勉	スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社 上席主任研究員
	石川 渉	ヴィ・ネットワーク・システムズ株式会社 技術本部 取締役 技術部長
	石田 洋之	古河電気工業株式会社 情報通信ソリューション統括部門 ブロードバンドソリューション事業部門 新商品企画担当部長
	上園 一知	株式会社ジュピターテレコム 技術開発室 マネージャー
	大原 久典	マスプロ電工株式会社 営業副本部長兼システム営業部長
	小竹 信幸	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター 技術部 部長
	小山 祐一	ソフトバンク株式会社 テクノロジーユニット モバイル技術統括 モバイルネットワーク本部 ネットワーク企画統括部 担当部長
	亀谷 収	国立天文台電波天文周波数小委員会 副委員長
	河井 貴志	NHK 技術局送受信技術センター放送網施設部 副部長
	川西 直毅	KDDI 株式会社 技術企画本部 電波部 企画・制度グループ グループリーダー
	北原 雅宗	京セラコミュニケーションシステム株式会社 エンジニアリング事業本部 ソリューション部 無線技術課 課責任者
	柴田 達雄	一般社団法人日本ケーブルラボ 実用化開発部 部長
	高橋 誠	シンクレイヤ株式会社 営業企画部 次長 兼 パブリシティ課 課長
	谷澤 正彦	日本無線株式会社 事業本部 部長 技術統括担当
	中島 寛	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 技術部長
	中丸 則兼	一般社団法人日本 CATV 技術協会 事業部(規格・標準)部長
	松下 智昭	DXアンテナ株式会社 西神テクノロジーセンター 開発本部 技術推進課 担当課長
	八木 宏樹	株式会社 NTT ドコモ 電波部 電波技術担当課長
	米川 晃	上越ケーブルビジョン株式会社 技術部長

今後の検討スケジュール(案)

年月	放送システム委員会	作業班
平成 30 年 6 月	第 63 回 放送システム委員会[6/22] ・作業班立ち上げ、検討開始 意見陳述者募集の実施 (募集期間約 2 週間) 	
7 月	情報通信技術分科会 ・検討開始の報告 第 64 回 放送システム委員会[7/31](予定) ・意見陳述 (意見陳述希望がなければ、委員会の議題としない。)	第 1 回 作業班 ・23GHz 帯無線伝送システムに関する現状、検討課題等の整理 ・今後の進め方の確認 等
8 月		
9 月		第 2 回 作業班 ・報告書骨子(案)の検討
10 月		第 3 回 作業班 ・報告書(案)の検討
11 月	第〇〇回 放送システム委員会(予定) ・委員会報告(案)の検討 放送システム委員会報告(案) 意見募集の実施(11 月末まで) 	
12 月	第〇〇回 放送システム委員会(予定) ・委員会報告(案)の取りまとめ ・パブコメへの対応	
平成 31 年 1 月	情報通信技術分科会 ・一部答申審議	

平成 30 年 6 月 29 日

情報通信審議会

情報通信技術分科会

放送システム委員会

「23GHz 帯無線伝送システムの双方向化等に関する技術的条件」 についての関係者からの意見聴取

情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会（主査：伊丹 誠 東京理科大学教授）では、「23GHz 帯無線伝送システムの双方向化等に関する技術的条件」についての検討を行うため、平成 30 年 6 月 22 日（金）から検討を開始し、平成 31 年 1 月頃を目途に一部答申の取りまとめを行う予定です。

今般、同委員会等における議論の参考とするため、平成 30 年 7 月 31 日（火）に開催を予定している、情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において関係者の意見陳述の機会を設けることとしますので、希望する者は下記の要領により申し出てください。

1. 意見陳述を行える関係者

「23GHz帯無線伝送システムの双方向化等に関する技術的条件」に関し、学識経験者又は知見を有する者とします。（国籍は問いません。）

2. 意見陳述の方法

意見陳述は、平成30年7月31日（火）開催予定の情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において、日本語で行うこととします。なお、都合により当日の意見陳述が困難な場合には、文書（日本語に限ります。）による意見の提出も可能とします。

3. 意見陳述のために必要な手続き

意見陳述を行うためには、意見陳述人の氏名（法人又は団体（以下、「法人等」という。）の場合は、法人等の名称及び代表者の氏名並びに意見陳述を行う者の役職及び氏名とする。）、職業（法人等の場合は記載を要しない。）及び意見の要旨を記した文書を郵便、FAX又はE-mailにより平成30年7月20日（金）17:00（必着）までに下記4の提出先に提出してください。検討の時間の関係から所要の調整をさせていただくことがあります。

なお、意見陳述を行うために要する費用は、すべて意見陳述人の負担とします。

4. 内容の問い合わせ先及び意見の提出先

総務省 情報流通行政局

衛星・地域放送課 地域放送推進室

担 当：元廣技術係長、太田官

電 話：03-5253-5810

F A X：03-5253-5811

E-mail：ad-cable_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

連絡先

【意見聴取について】

総務省 情報流通行政局

衛星・地域放送課 地域放送推進室

担 当：元廣技術係長、太田官

電 話：03-5253-5810

F A X：03-5253-5811

E-mail：ad-cable_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

【情報通信審議会について】

情報通信審議会事務局

（総務省 情報流通行政局 総務課 総合通信管理